

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|   |     |                |                                  |                |        |
|---|-----|----------------|----------------------------------|----------------|--------|
| NO.   | 124 | 事業名            | まちづくり連携道路整備事業<br>(主) 大船渡綾里三陸線 赤崎 | 事業番号           | D-1-25 |
| 交付団体  |     | 県              | 事業実施主体 (直接/間接)                   | 県 (直接)         |        |
| 総交付対象事業費  |     | 8,288,000 (千円) | 全体事業費                            | 8,753,000 (千円) |        |
| 事業概要  |     |                |                                  |                |        |
| <p>東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた赤崎地区のまちづくりと一体的に整備し、半島各集落の孤立解消に寄与する(主)大船渡綾里三陸線(赤崎)の道路整備を行う。</p> <p>(主)大船渡綾里三陸線(赤崎)は、大船渡市中心部と蛸ノ浦漁港などを結ぶ主要道路であるとともに、沿線には小中学校が立地するなど当地区の生活道路としても重要な路線である。</p> <p>今回の津波により、赤崎地区の多数の家屋が流失するなどの被害が生じたことから、高台移転や公共施設の移転などとあわせて浸水区域を回避する延長 4.1 km の 2 車線道路を整備するものである。</p> <p>平成 26 年度に用地取得着手、平成 27 年度に工事着手し、令和 2 年 11 月末までに事業地内の用地買収及び主要構造物の 1 工区函渠工、2 工区橋梁工、函渠工(アーチカルバート)、3 工区函渠工、4 工区函渠工、5 工区函渠工の施工が完了している。道路改良についても、3 工区を中心に進めており、令和 2 年度末の赤崎中学校から終点までの供用開始及び令和 3 年度の早期完成をするため、関係機関と調整し整備を進めている。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】P16<br/>・多重防災型まちづくり推進事業(まちづくり連携道路整備事業)</p> <p>道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)<br/>切土法面の崩壊が発生し対策工を施す必要があることから、工事費が増額したため、D-4-5 災害公営住宅整備事業(末崎)より 86,000 千円(国費:H23 補正予算 70,950 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 6,167,000 千円(国費:5,087,775 千円)から 6,253,000 千円(国費:5,158,725 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 30 年 10 月 10 日)<br/>令和元年度執行分として、陸前高田市 D-1-1 まちづくり連携道路整備事業(小友)より、97,000 千円(国費:80,025 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 6,253,000 千円(国費:5,158,725 千円)から 6,350,000 千円(国費:5,238,750 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(令和 3 年 1 月 12 日)<br/>購入土追加による盛土施工に伴い、工事費が増額したため、陸前高田市 D-1-5 まちづくり連携道路整備事業(久保~泊)より 136,546 千円(国費:112,650 千円)、釜石市◆D-23-4-1 根浜地区海岸砂浜再生事業より 145,455 千円(国費:120,000 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 8,471,000 千円(国費 6,988,575 千円)から 8,753,000 千円(国費:7,221,225 千円)に増額。</p> |     |                |                                  |                |        |
| 当面の事業概要   |     |                |                                  |                |        |
| <p>&lt;平成 26 年度&gt;測量設計 用地補償等</p> <p>&lt;平成 27 年度&gt;測量設計 用地補償 工事等</p> <p>&lt;平成 28 年度&gt;用地補償 工事等</p> <p>&lt;平成 29 年度&gt;工事等</p> <p>&lt;平成 30 年度&gt;工事等</p> <p>&lt;令和元年度~令和 3 年度&gt;工事等</p>  |     |                |                                  |                |        |
| 東日本大震災の被害との関係   |     |                |                                  |                |        |

東日本大震災津波により被害を受けた赤崎地区において、大船渡市の復興まちづくりと一体となった道路整備を行うことにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進する。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

(様式 1 - 3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

|  |             |     |                       |             |       |
|--|-------------|-----|-----------------------|-------------|-------|
| NO.  | 169         | 事業名 | 災害公営住宅家賃低廉化事業【補助率変更分】 | 事業番号        | D-5-4 |
| 交付団体   | 県           |     | 事業実施主体 (直接/間接)        | 県 (直接)      |       |
| 総交付対象事業費   | 43,080 (千円) |     | 全体事業費                 | 43,276 (千円) |       |
| 事業概要   |             |     |                       |             |       |
| <p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、被災者に対して低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p> <p>大船渡市内 2 地区：管理戸数 162 戸 (事業対象戸数 129 戸と想定)</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (令和 3 年 1 月 12 日)</p> <p>災害公営住宅の継続管理団地の家賃低廉化に係る費用が増額したため、釜石市 D-5-3 災害公営住宅家賃低廉化事業【補助率変更分】(市内 6ヶ所) から 196 千円 (国費：163 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 43,080 千円 (国費：35,900 千円) から 43,276 千円 (国費：36,063 千円) に増額。</p> |             |     |                       |             |       |
| 当面の事業概要  |             |     |                       |             |       |
| 【地区名】管理戸数 (カッコ内は事業対象想定戸数)<br>H27～管理開始：【上平】65 戸 (52 戸)、【みどり町 (1・2 号棟)】97 戸 (77 戸)   |             |     |                       |             |       |
| 東日本大震災の被害との関係  |             |     |                       |             |       |
| <p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成 23 年 10 月 5 日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害公営住宅の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害公営住宅整備事業</li></ul> <p>東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p>   |             |     |                       |             |       |
| 関連する災害復旧事業の概要  |             |     |                       |             |       |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

|           |  |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業  |  |
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |